

○いじめ防止対策の強化に向け、以下の14の検討項目について検討を行う。

このうち、早期に対応すべき項目から優先的に議論を行い、検討結果の周知等は、教育委員会・首長部局等の関係機関へ速やかに周知。

○今後対応すべき項目のうち、検討にあたり、いじめ防止対策推進法に基づいた取組状況などを的確に踏まえ、学校関係者や関係団体等の有識者の専門的な知見に基づいた検討が必要な事項については、いじめ防止対策協議会等の有識者の知見を得ながら検討を行い、順次実施。

(特に、※を付した項目は今年度いじめ防止対策協議会に意見を求める)

**<早期に対応すべき検討項目>**

**(年末年始をメドに対応：再徹底関連)**

1. 犯罪行為が疑われる場合の警察連携の徹底など、関係機関との連携の強化※
2. 被害児童生徒・保護者へのケアと加害児童生徒への指導・支援方策※
3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発方策※
4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用等・文科省による厳格な指導※

**(年明けをメドに検討に着手し、年度内メドに結論を得たものから順次実施：重大事態関連)**

5. 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討※
6. 専門家による重大事態調査等に関する助言方法※
7. 重大事態に関する国への報告（任意）による状況把握の仕組み※
8. 重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討※

**<今後対応すべき検討項目>**

**(結論を得たものから順次実施：全体見直し関連)**

9. ネットいじめについての対応強化に向けた方策検討
10. リスクマネジメント力のある教育長の確保方策
11. いじめ対応における「第三者性確保」の方策
12. 学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策
13. 被害児童生徒へのケアの方策（ICTも活用した積極認知の強化等）
14. 学校教育におけるいじめ（や犯罪）についての学習の充実